

# 地域医療支援病院の 名称の承認について

地域医療支援病院は、第一線の地域医療を担う「かかりつけ医」等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものについて、医療法第4条の規定に基づき都道府県知事が個別に承認するものです。

現在、地域医療支援病院として承認している東京歯科大学市川総合病院について、4月1日付けで東京歯科大学から国際医療福祉大学に承継予定であることから、承継後も、引き続き地域医療支援病院として承認することの妥当性等について御意見を伺います。

【問合せ先】 千葉県健康福祉部医療整備課医療指導班

電話：043-223-3884 Mail：iryoyou-b@mz.pref.chiba.lg.jp

# 1 制度について

医療施設機能の体系化の一環として、患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、第一線の地域医療を担う「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものについて、医療法第4条の規定に基づき都道府県知事が個別に承認する。

## 2 医療圏別地域医療支援病院の承認一覧（9医療圏25病院）

医療圏	市町村名	病 院 名	承認年月日	医療圏	市町村名	病 院 名	承認年月日
千葉	千葉市	千葉県こども病院	H16.12.24	東葛 北部	松戸市	松戸市立総合医療センター	H25.8.6
	千葉市	国立病院機構 千葉医療センター	H20. 6.25		柏市	東京慈恵会医科大学 附属柏病院	H30.3.30
	千葉市	千葉市立海浜病院	H25.8.6		松戸市	千葉西総合病院	R5.3.17
	千葉市	千葉市立青葉病院	H28.4.1	印旛	成田市	成田赤十字病院	H18.8.30
	千葉市	千葉メディカルセンター	R6.11.22		佐倉市	東邦大学医療センター 佐倉病院	H28.6.1
			印西市		日本医科大学千葉北総病院	R3.10.7	
東葛 南部	船橋市	船橋市立医療センター	H22.3.31	香取 海匝	旭市	総合病院国保旭中央病院	H29.3.1
	船橋市	船橋中央病院	R7.11.26	山武 長生 夷隅	東金市	東千葉メディカルセンター	H30.5.31
	八千代市	東京女子医大学附属 八千代医療センター	H23.3.25	安房	鴨川市	亀田総合病院	H16.12.20
	習志野市	千葉県済生会習志野病院	H25.8.6	君津	木更津市	君津中央病院	H23.1.25
	市川市	東京歯科大学市川総合病院	H28.3.31	市原	市原市	千葉労災病院	H19.3.30
	市川市	国立国際医療研究センター 国府台病院	H29.2.9		市原市	帝京大学 ちば総合医療センター	H30.3.30
	浦安市	順天堂大学 医学部附属浦安病院	R3.10.7				
	浦安市	東京ベイ・ 浦安市川医療センター	R4.3.23				

### 3 地域医療支援病院となるための要件等概要

承認要件等項目	概要
(1) 紹介患者に対し医療を提供しうる体制が整備されていること。	次のいずれかに該当すること。 ① 紹介率80%以上 ② 紹介率65%以上かつ逆紹介率40%以上 ③ 紹介率50%以上かつ逆紹介率70%以上
(2) 共同利用の実施	病院の建物の全部若しくは一部、設備、器機又は器具を当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師等その他の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させる体制が整備されていること。
(3) 救急医療の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 24時間体制で重症救急患者の受入れに対応できる施設及び医療従事者が確保されていること。</li> <li>・ 次のいずれかに該当すること。               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 年間救急搬送患者数÷救急医療圏人口×1000≧2</li> <li>② 年間救急搬送患者の受け入れ数≧1000</li> </ul> </li> </ul>
(4) 地域の医療従事者の資質向上を図るための研修の実施	地域の医師等を含めた症例検討会、医学・医療に関する講習会等研修を定期的(年間12回以上)に行う体制、設備が整備されていること。
(5) 病床の規模	原則200床以上を有すること。
(6) 地域医療支援病院に必要な施設	集中治療室、化学・細菌・病理等検査室、病理解剖室、研究室、講義室、図書室等すべて必要施設は有していること。
(7) 地域医療支援病院に設けられる委員会	地域医療支援病院運営委員会を設置しており、その構成員は医療関係者の団体、県・市町村代表、学識経験者等で構成することが適当であること。
(8) 諸記録の管理及び閲覧	諸記録の管理及び閲覧に対応できる体制が整備されていること。

## 4 承認要件の確認

※国際医療福祉大学が策定した令和8年度の計画及び

令和6年4月1日～令和7年3月31日の東京歯科大学市川総合病院の実績に基づき確認。

名称・所在地	学校法人国際医療福祉大学 国際医療福祉大学市川総合病院(市川市菅野5丁目11番13号)	
開設者(申請者)	学校法人国際医療福祉大学 理事長 高木邦格(栃木県大田原市北金丸字上ノ原2600番1)	
開設年月日	令和8年4月1日(予定)	
診療科目	内科、精神科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、小児科、外科、消化器外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、歯科、歯科口腔外科、麻酔科、病理診断科、腎臓内科、呼吸器外科、頭頸部外科、救急科 … 28診療科	
(1) 紹介患者に対する医療提供	・ 紹介率96.6%、逆紹介率86.3% ※ <b>紹介率65%以上、逆紹介率40%以上を満たしている</b>	適
(2) 共同利用の実施	・ 共同利用病床5床、共同利用機器(CT、MRI、RI、骨密度測定装置) ・ 共同利用規程あり ・ 登録医療機関285(内、関係医療機関0) ※ <b>利用体制が整備されている</b>	適
(3) 救急医療の提供	・ 救急告示病院(手続き中)、優先病床一般8床、医師80人、看護師129人ほか ※医師数は、現時点で確保済の80人に加え、今後の新規採用等により135人程度となる見込み。 ・ 年間救急搬送患者6,237人 ※ <b>年間受入数1,000人以上を満たしている</b>	適
(4) 地域の医療従事者の資質向上を図るための研修の実施	・ 年12回開催予定(地域連携セミナー等) ・ 研修指導者 医師11人、歯科医師1人、薬剤師2人ほか ・ 研修委員会あり ※ <b>年間12回以上研修を開催可能な体制等を有している</b>	適
(5) 病床の規模	・ 一般病床511床 ※ <b>200床以上の基準を満たしている</b>	適
(6) 地域医療支援病院に必要な施設	・ 集中治療室、化学細菌検査室、図書室等、 <b>必要な施設をすべて有している。</b>	適
(7) 地域医療支援病院に設けられる委員会	・ 運営委員の就任については承諾済。 ・ 委員構成は <b>医療関係団体等により構成</b> されている。	適
(8) 諸記録の管理及び閲覧	・ 諸記録管理責任者、管理担当者、閲覧方法等、 <b>諸記録の管理及び閲覧に対応できる体制が整備</b> されている。	適

## 5 承継等に係る承認要件の確認に当たっての考え方

### (1) 基本的な考え方

- ・ 紹介率・逆紹介率、年間救急搬送患者については、申請を行う年度の前年度の実績を踏まえて承認を判断するとされている。
- ・ そのため、通常は開設から1年以上経過後、その実績を確認した上で承認している。

### (2) 承継や移転時の対応

- ・ 原則どおり、開設後の実績を踏まえて承認をする場合、1年以上の空白が生じ、地域の医療提供体制に影響が生じる恐れがある。
- ・ そのため、承継による機能等の変更や移転による診療圏や連携先医療機関の変更がなければ、承継・移転前の実績により承認する。
- ・ なお、承認後も年1回の業務報告が義務付けられており、開設後の実績が承認要件を充足することは県において確認を行う（確認の結果、承認要件を充足しない場合は、承認の取り消しを検討する）。

### (3) 国際医療福祉大学市川総合病院の対応

- ・ 承継後も、診療科目や病床数、救急等の役割や機能等を変更することなく開設を予定しており、地元医師会・歯科医師会からも承認に同意する旨の意見書の提出を受けている。

**(御意見いただきたい事項①)** 東京歯科大学市川総合病院が担ってきた役割等を、国際医療福祉大学が引き継ぐことを前提として、引き続き地域医療支援病院として承認することの妥当性について御意見をお伺いしたい。

## 6 地域における医療の確保を図るために特に必要であるものとして都道府県知事が定める事項について(令和三年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の一九関係)

- 令和3年の省令改正に伴い、地域医療支援病院の管理者の責務として、「地域における医療の確保を図るために当該病院が行うことが特に必要であるものとして都道府県知事が定める事項」を追加することができる。
- また、国通知では、追加すべき責務について、地域医療構想調整会議や医療審議会において協議等を行った上で、地域の実情に応じて都道府県知事が適切に定めるものとされている。
- 本県では、追加すべき責務の有無や内容について、一律で定めることなく、地域医療構想調整会議での協議や医療審議会での審議の場で、医療機関ごとに意見を伺うこととしている(責務を追加する場合は、病院が実施計画を策定し、医療審議会で確認する)。

**(御意見いただきたい事項②)** 病床の機能分化及び連携を推進する観点から、病院の管理者の責務を追加することが可能であるが、東京歯科大学市川総合病院は省令改正前に承認していたことから追加の責務を定めていない。今回、地域医療支援病院として引き続き承認するに当たり、当該病院の管理者の責務として追加すべき事項の有無・内容について改めて御意見をお伺いしたい。

【参考】国通知では、管理者の責務として追加すべき事項について、以下のような例示がされている。

- ア) 医師の少ない地域を支援すること。
- イ) 近接している医療機関と競合している場合は、地域医療構想調整会における協議に基づき、医療需要に応じ、必要な医療に重点化した医療を提供すること。
- ウ) 平常時からの準備も含め、災害時に医療を提供すること。

※国通知では、新興感染症等がまん延当する場合に感染症医療の提供を行うことを責務として追加することも想定されているが、令和6年度に施行された感染症法改正により、地域医療支援病院には、感染症発生・まん延時に担うべき医療提供が義務付けられている。